

大垣市 農業委員会だより

第9号

平成28年8月1日発行

編集/発行 大垣市農業委員会
(大垣市丸の内2丁目29番地)
☎ 0584-81-4111 (内線532)
☎ 0584-47-8614 (直通)
Fax 0584-81-4899

ごあいさつ

大垣市農業委員会

副会長 大橋正美

昭和26年に制定された農業委員会法（農業委員会等に関する法律）が、戦後70年にして初めて大きな改正となり、今年の4月に施行となりました。

農業を取り巻く状況は、法制定当時から大きく変化しており、農業従事者の高齢化や新規就農者の減少といった、担い手不足による耕作放棄地の増加などは、以前から指摘されている深刻な課題であります。

こうした課題に対しては、これまで従来に家族農業から集落営農への移行や、農地中間管



理機構等による担い手への農地の集積が進められてきています。

今回の法改正では、農業委員会の業務として「担い手への農地の利用の集積・集約化」「遊休農地の発生防止、解消」「新規参入の促進」といった農地利用の最適化が最も重要な業務として定められました。

具体的には、農地中間管理機構と連携した農地利用の集積・集約化を推進し、遊休農地の発生防止、解消に取り組むため、農業委員とは別に農地利用最適

化推進委員が新設されました。これにより、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携して中間管理機構を活用しながら農地利用の最適化を推進していくことになりました。

また、こうしたこと以外にも地域によっては様々な課題があり、市街化区域内の農地においては、住宅地の中にある農地の作付が困難であることや、農業作業機械による道路の汚れ等地域ならではの課題もあり、担い手及び集落営農の方々が耕作しづらい状況となっております。

こうした課題が山積しておりますが、今後も、農業者の代表である農業委員として農家と密な関係を築き、よき相談相手として地域農業のため、皆様のお知恵をお借りしてよりよい解決策を話し合い、次の世代への橋渡しをしていきたいと考えています。

最後になりましたが、皆様方のご健勝を祈念申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

赤坂地区農業雑感

大垣市農業委員

田部勝美



当地域は、北西に石灰工業地帯の金生山があり大垣市の北端に位置しています。域内農地は約145haで大半の農地は杭瀬川以東に存し赤坂全体は近郊農業地帯の様相を呈しています。

単位改良組合は合計14組合で、営農形態は地区内に1法人と他の地域からの2法人の計3法人、担い手は若干名で大半は小規模個人農家です。集積事業が進んでいない要因は、水稻以外の作付けが難しい事と営農センスのある後継者が育つ環境にない事が考えられます。

昭和30年代に杭瀬川上流地域土地改良事業が完成し、昭和40年代半ばに農振整備及び都市計画の関連法律が施行されました。このため、農地の圃場整備と都

市化による宅地造成との間で軋轢が生じています。

農地の現状については、ある古文で云う「昔ありし家はまれなり。或はこぞ焼けてことし作れり」の様に現在も変質を続けております。近頃は農地転用による太陽光発電施設の設置や耕作放棄に準ずる農地の増加がみられます。

今後、大規模な圃場の確保も不可能な現況にあり、東海環状道路の開通を将来に見据えると、景観のスプロール化は否めないと感じます。

最後に今後とも、行政、当委員会共々豊かな農地を次世代へ繋げていくため努めてまいります。

時地区の紹介

大垣市農業委員

辻元政博



時地区は、上石津地域の南部、東は養老山系、西は鈴鹿山系に囲まれた盆地にあり、南北に清流牧田川が流れる自然豊かな所です。気温の温度差があり、水稻及び他の作物も美味しく育ちます。当地の水稻耕作面積は約120haあり、用水はパイプラインにより管理（一部河川）されています。3年に1回のブロック転作を実施し、主にコシヒカリが栽培されています。

当地も農業従事者の高齢化と減少、特に鳥獣害による生産意欲の低下により耕作放棄地が増加するのが懸念されます（防護

柵総延長11km27年に設置済）。担い手への集積や大規模化も必要ですが、担い手だけでなく、若手や女性、お年寄りなどあらゆる住民が役割をもち活躍できる組織づくりこそが、中山間地域の農地を維持していくために本来には必要ではないでしょうか。

私も農業者として、当地区の農業のビジョンを考え、各関係機関との情報交換を密にしつつ、地域の皆様のご理解ご協力を得て、自然豊かな里山が維持出来る様努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

親子で農業体験学習

大垣市では、親子らが米作りや野菜の栽培に取り組む「かがやき農業体験学習」を実施しています。

初回の6月25日は、希望者を対象に25組65人が参加し、本市西大外羽のOKB農場の圃場で、同農場の管理者の指導のもと水田で田植えを行いました。

また、畑ではレタスの苗植え、ラディッシュやチンゲンサイの種まきを行いました。

体験学習は年4回実施しています。今後は、チンゲンサイの収穫や根菜の苗植えを行うほか、水稻の収穫を行います。

現在、秋コースの参加者を募集中です。詳しくは、大垣市農林課（TEL47-8628）までお問い合わせください。



■ 担い手紹介⑤ 株式会社西濃パイロット

代表取締役 木村 嘉孝

平成8年より就農し、100haを超えた平成26年に株式会社とし、若いスタッフと共に3年目を迎えています。

法人化と同じ年には、1日6haの米の乾燥調整が可能なライスセンターの建設、2年目にはブロッコリー7ha栽培、そして今年は育苗をすべて自社で、と毎年チャレンジを続けています。

今私は社員とそれぞれの地域にて水廻りや草刈りのサポートをしていただいている方々のお陰で、楽しい農業に取り組んでいます。



しかし、この担い手紹介コーナーにとりあげて頂くには恥ずかしいような年、まもなく50歳にも近く、社員も平均年齢38歳となり、さらに50年後のゆるぎない担い手として、後継者の育成が私の責任だと考えています。

そしてスタッフと地域の方々と、米作りをすることにより放棄地を無くしていくことは、ある意味環境保全活動だと思っています。

これからも、スタッフ一同で市内の放棄地を無くし、楽しく農業に取り組んでいきたいと思っています。

概 要

住 所：大垣市中曽根町472番地3

代 表 者：木村 嘉孝

設立年月日：平成26年4月1日

(旧 西濃パイロットは平成8年設立)

経営面積及び内容

水稻 125ha (飼料用米含む)

小麦 40ha 大豆 25ha ブロッコリー 7ha

電話番号：0584-92-2564

農業委員会からのお知らせ

農地は、私たちの大切な食料を生産する基盤であり、限りのあるかけがえのない資源です。また、農村特有の良好な景観は見るものに癒しや安らぎを与えてくれます。みんなで守り、次の世代へ引き継ぐべき貴重な財産です。

農地の違反転用は止めましょう！農地転用には許可が必要です。

農地を農地以外に用途を変更する（農地転用）には、農地法に基づく許可が必要です。無断で転用した場合は、個人にあっては3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人にあっては1億円以下の罰金という罰則の適用もあります。

なお、農地転用したくても転用できない土地がありますので、詳しくは、農業委員会事務局までお越しいただき、直接ご相談ください。



農地の適正管理と農地パトロールにご協力をお願いします。

耕作放棄地は、雑草の繁茂や病虫害の発生源に留まらず、ゴミの不法投棄や火災の要因になるなど周辺へ悪影響を及ぼすこととなります。農地が遊休化した場合でも、適宜草刈りを行うなど農地の適正管理が不可欠です。

農業委員会では、耕作放棄地の実態把握と発生防止、無断転用防止の目的で農地パトロールを実施しています。農地パトロール実施の際には、農地へ立ち入ることになりますので、土地の所有者の方には、ご理解・ご協力をお願いします。



農地の利用でお困りの方は、ご相談ください。

自ら耕作できないなど、農地の利用でお困りの方は、農地が遊休化する前に、地元の農業委員や農業委員会事務局にご相談ください。

老後の備えは
万全ですか？

\\ メリットいっぱい!!

国が支える担い手積立年金

農業者年金に加入しよう!

加入要件

60歳
未満

国民年金
第1号
被保険者

年間
60日以上
農業従事

3つの要件を満たせば
どなたも加入できます!

※有利な国民年金の付加年金も併せて加入ください。



【お問い合わせ・申し込み／大垣市農業委員会 または 岐阜県農業会議 ☎058-268-2527】

みんなで築こう 人権の世紀 ~ 考えよう相手の気持ち 未来へつなげよう違いを認め合う心 ~